

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : エチルベンゼン
SDS コード : B1-03

供給者の会社名称 :

林 純薬工業株式会社

住所 : 大阪府大阪市中央区内平野町 3 丁目 2 番 12 号

担当部門 : 試薬化成部品 企画グループ

電話番号 : 06-6910-7305

E-mail : shiyaku_kikaku@hpc-j.co.jp

URL : <http://www.hpc-j.co.jp/>

緊急連絡電話番号 : 06-6910-7305

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理的危険性	鈍性化爆発物	分類できない
	爆発物	区分に該当しない
	可燃性ガス	区分に該当しない
	エアゾール	区分に該当しない
	酸化性ガス	区分に該当しない
	高压ガス	区分に該当しない
	引火性液体	区分 2
	可燃性固体	区分に該当しない
	自己反応性化学品	区分に該当しない
	自然発火性液体	区分に該当しない
	自然発火性固体	区分に該当しない
	自己発熱性化学品	分類できない
	水反応可燃性化学品	区分に該当しない
	酸化性液体	区分に該当しない
	酸化性固体	区分に該当しない
	有機過酸化物	区分に該当しない
	金属腐食性化学品	分類できない
健康有害性	急性毒性 (経口)	区分に該当しない
	急性毒性 (経皮)	区分に該当しない
	急性毒性 (吸入: 気体)	区分に該当しない
	急性毒性 (吸入: 蒸気)	区分 4
	急性毒性 (吸入: 粉じん、ミスト)	分類できない
	皮膚腐食性/刺激性	区分に該当しない
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分 2B
	呼吸器感作性	分類できない
	皮膚感作性	分類できない
	生殖細胞変異原性	分類できない
	発がん性	区分 2
	生殖毒性	区分 1B
	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 3 (気道刺激性)

環境有害性	特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分 3 (麻酔作用)
	特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分 2 (聴覚器)
	誤えん有害性	区分 1
	水生環境有害性 短期(急性)	区分 1
	水生環境有害性 長期(慢性)	区分 2
	オゾン層への有害性	分類できない

絵表示
(GHS JP)

GHS02



GHS07



GHS08



GHS09

注意喚起語 (GHS JP)

: 危険

危険有害性情報(GHS JP)

: 引火性の高い液体及び蒸気 (H225)
飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ (H304)
眼刺激 (H320)
吸入すると有害 (H332)
呼吸器への刺激のおそれ (H335)
眠気又はめまいのおそれ (H336)
発がんのおそれの疑い (H351)
生殖能又は胎児への悪影響のおそれ (H360)
長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ (聴覚器) (H373)
水生生物に非常に強い毒性 (H400)
長期継続的影響によって水生生物に毒性 (H411)

注意書き(GHS JP)

安全対策

: 使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
容器を接地しアースをとること。(P240)
防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。(P241)
火花を発生させない工具を使用すること。(P242)
静電気放電に対する措置を講ずること。(P243)
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)
取扱い後は手、前腕および顔をよく洗うこと。(P264)
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271)
環境への放出を避けること。(P273)
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)

応急措置

: 飲み込んだ場合: 直ちに医師に連絡すること。(P301+P310)
皮膚(又は髪)に付着した場合: 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水で洗うこと。(P303+P361+P353)
吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師の診察／手当を受けること。(P308+P313)
気分が悪いときは、医師の診察／手当を受けること。(P314)
無理に吐かせないこと。(P331)
目の刺激が続く場合: 医師の診察／手当を受けること。(P337+P313)
火災の場合: 消火するために適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)
漏出物を回収すること。(P391)

保管

: 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)
換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。(P403+P235)
施錠して保管すること。(P405)

廃棄

: 内容物／容器を国際、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。

(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 化学物質

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS RN
			化審法番号	安衛法番号	
エチルベンゼン	≥98.0%	C ₈ H ₁₀	(3)-28,(3)-60	既存化学物質	100-41-4

上記濃度又は濃度範囲は、規格値ではありません。

上記濃度又は濃度範囲に記載の％は、個別表記があるものを除き、全て質量％となります。

4. 応急措置

応急措置

- 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
直ちに医師に診断／手当てを受けること。
- 皮膚に付着した場合 : 汚染された衣類を直ちに全て脱ぐこと。
多量の水と石鹸で優しく洗うこと。
直ちに医師に診断／手当てを受けること。
- 眼に入った場合 : 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用してい
て容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
直ちに医師に診断／手当てを受けること。
- 飲み込んだ場合 : 無理に吐かせないこと。
口をすすぐこと。
直ちに医師に診断／手当てを受けること。

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 水噴霧、泡消火剤、乾燥粉末消火剤、二酸化炭素、砂
- 使ってはならない消火剤 : 強い水流は使用しない。
- 火災危険性 : 極めて引火性の高い液体及び蒸気。
- 爆発の危険 : 屋内、屋外又は下水溝で蒸気爆発の危険がある。
加熱により、容器が爆発するおそれがある。
- 火災時の危険有害性分解生成物 : 火災時に刺激性もしくは有毒なフュームまたはガスを発生する。
- 消火方法 : 着火した場合、初期消火は、火元(燃焼源)を断ち、適切な消火剤を用いて一挙に
消火する。
周辺火災の場合、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移す。
移動不可能な場合、容器及び周囲の設備等に散水し、冷却する。
消火後も大量の水を用いて容器を冷却する。
- 消火時の保護具 : 消火作業の際は、空気呼吸器を含め防護服(耐熱性)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

- 一般的措置 : 立ち入る前に、密閉された場所を換気する。
関係者以外の立ち入りを禁止する。
直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
作業の際には、吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように、必ず適切な
保護具を着用し、風下で作業行わない。

環境に対する注意事項

- 環境に対する注意事項 : 環境への放出を避けること。

下水道や公共用水域への侵入を防ぐ。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

- 浄化方法
- : 漏出は、吸収剤を使用してできるだけ素早く回収する。
 - : できるだけ液体漏出物は密閉容器に回収する。
 - : 回収跡は多量の水で洗い流す。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

- 技術的対策
- : 吸い込んだり、眼、皮膚及び衣類に触れないように、適切な保護具を着用して作業する。
 - : 漏れ、あふれ、飛散しないように取扱い、ミスト、蒸気の発生を少なくし、換気を十分にする。

- 安全取扱注意事項
- : この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
 - : 取扱い後はよく手を洗いうがいをすること。
 - : 作業所の十分な換気を確保する。
 - : 接触、吸入又は飲み込まないこと。
 - : 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
 - : 防爆型装置を使用する。

- 接触回避
- : 長時間または反復の暴露を避ける。

保管

- 安全な保管条件
- : 施錠して保管すること。
 - : 直射日光を避け、換気の良い場所に保管する。容器を密閉し、火気、熱源より遠ざける。
- 安全な容器包装材料
- : 遮光した気密容器。
- 技術的対策
- : 適用法令を遵守する。
- 保管温度
- : 冷暗所保管

8. ばく露防止及び保護措置

ばく露限界値	
エチルベンゼン	
管理濃度	20ppm
許容濃度(産衛学会)	50ppm(217mg/m3)
許容濃度(ACGIH)	TWA 20 ppm, STEL -

- 設備対策
- : 取扱場所での発生源の密閉化、または局所排気装置、全体換気装置の設置。取扱い場所の近くに安全シャワー、洗眼設備を設け、その位置を明瞭に表示する。

保護具

- 皮膚及び身体の保護具
- : 不浸透性前掛け、不浸透性作業衣、保護長靴
- 眼の保護具
- : 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)
- 手の保護具
- : 不浸透性保護手袋
- 呼吸用保護具
- : 有機ガス用防毒マスク

9. 物理的及び化学的性質

- 物理状態
- : 液体
- 外観
- : 液体
- 色
- : 無色透明
- 臭い
- : 特異臭
- pH
- : データなし
- 融点
- : -94.4 ° C
- 凝固点
- : データなし

沸点	: 136.2 ° C
引火点	: 18 ° C (密閉式)
自然発火点	: データなし
分解温度	: データなし
可燃性	: データなし
蒸気圧	: 0.9 kPa (20°C)
相対密度	: データなし
密度	: 0.87 g/cm ³ (20°C)
相対ガス密度	: データなし
溶解度	: 水に微溶。多くの有機溶剤に可溶。
n-オクタノール/水分配係数 (Log Pow)	: 3.15
爆発限界 (vol %)	: 1.0 - 6.7 vol %
動粘性率	: データなし
粒子特性	: データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	: 情報なし
化学的安定性	: 通常の手扱い条件では安定である。
危険有害反応可能性	: 強酸化剤と反応する。プラスチック、ゴムを侵す。
避けるべき条件	: 日光、熱、火花、裸火、静電気等の発火源。強酸化剤との接触。
混触危険物質	: 強酸化剤
危険有害な分解生成物	: データなし

11. 有害性情報

エチルベンゼン	
急性毒性 (経口)	ラットの LD50 値として、3,500 mg/kg (環境省リスク評価第 13 巻 (2015))、3,500 mg/kg (PATTY (6th, 2012)、ATSDR (2010)、ACGIH (7th, 2001)、産衛学会許容濃度の提案理由書 (2001)、NTP TR 466 (1999)、EHC 186 (1996))、4,700 mg/kg (EHC 186 (1996))、4,769 mg/kg (ATSDR (2010))、3,500-4,700 mg/kg (ACGIH (7th, 2011)、NITE 初期リスク評価書 (2007))、4,734 mg/kg (PATTY (6th, 2012))、SIDS (2005))、3,500?5,500 mg/kg (IARC 77 (2000))、3,500~5,500 mg/kg (PATTY (6th, 2012)) との 8 件の報告がある。最も多くのデータ (5 件) が該当する区分外 (国連分類基準の区分 5) とした。なお、3 件は複数データをまとめた値であるために、分類には採用しなかった。
急性毒性 (経皮)	ウサギの LD50 値として、5,000 mg/kg (PATTY (6th, 2012))、> 5,000 mg/kg (環境省リスク評価第 13 巻 (2015))、15,400 mg/kg (15,433 mg/kg) (環境省リスク評価第 13 巻 (2015)、PATTY (6th, 2012)、ATSDR (2010)、NITE 初期リスク評価書 (2007)、SIDS (2005)、産衛学会許容濃度の提案理由書 (2001))、77,400 mg/kg (EHC 186 (1996)) との報告に基づき、区分外とした。
急性毒性 (吸入:気体)	GHS の定義における液体である。
急性毒性 (吸入:蒸気)	ラットの LC50 値 (4 時間) として、4,000 ppm との報告 (PATTY (6th, 2012)、ATSDR (2010)、NITE 初期リスク評価書 (2007)、SIDS (2005)、産衛学会許容濃度の提案理由書 (2001)、IARC 77 (2000)、NTP TR 466 (1999)、EHC 186 (1996)) に基づき、区分 4 とした。なお、LC50 値が飽和蒸気圧濃度 (12,537 ppm) より低いいため、ミストを含まないものとして ppm を単位とする基準値を適用した。
急性毒性 (吸入:粉末)	データ不足のため分類できない。
急性毒性 (吸入:ミスト)	データなし
皮膚腐食性／刺激性	ウサギを用いた皮膚刺激性試験において、本物質の原液 0.1 mL を適用した結果、軽度の刺激性がみられたとの報告がある (ATSDR (1999)、NITE 初期リスク評価書 (2007))。以上より、区分外 (国連分類基準の区分 3) とした。
眼に対する重篤な損傷又は刺激性	ウサギを用いた眼刺激性試験において、本物質の原液を適用した結果、結膜に軽度の刺激性がみられたとの報告や、軽度の刺激性がみられたとの報告がある (EHC 186 (1996)、NITE 初期リスク評価書 (2007))。以上より、区分 2B とした。

エチルベンゼン	
呼吸器感作性	データ不足のため分類できない。
皮膚感作性	データ不足のため分類できない。なお、ボランティア 25 人に対するマキシマイゼーション試験の結果、感作性はみられなかったとの報告がある (ACGIH (7th, 2002)、SIDS (2005)) が、試験法等詳細不明であることから区分に用いるには不十分なデータと判断した。
生殖細胞変異原性	ガイダンスの改訂により区分外が選択できなくなったため、分類できないとした。すなわち、in vivo では、マウスの骨髓細胞、末梢血赤血球を用いた小核試験、マウスの不定期 DNA 合成試験で陰性である (NITE 初期リスク評価書 (2007)、SIDS (2005)、ACGIH (7th, 2011)、IARC 77 (2000)、NTP TR 466 (1999)、ATSDR (2010)、EHC 186 (1996))。In vitro では、細菌の復帰突然変異試験、哺乳類培養細胞の染色体異常試験、姉妹染色分体交換試験で陰性、哺乳類培養細胞のマウスリンフォーマ試験で陰性及び陽性、哺乳類培養細胞の小核試験で陽性である (NITE 初期リスク評価書 (2007)、SIDS (2005)、ACGIH (7th, 2011)、IARC 77 (2000)、NTP TR 466 (1999)、ATSDR (2010)、ECETOC JACC (1986)、EHC 186 (1996))。
発がん性	ヒトではチェコスロバキアのエチルベンゼン製造工場で本物質にばく露作業で、がんの過剰リスクはみられなかったが、記述は不十分であったとされた (IARC 77 (2000)、NITE 初期リスク評価書 (2007))。また、米国のスチレン重合工場で本物質にばく露された作業員では 15 年間の追跡調査の間に、がんによる過剰死亡はなかったとの記述がある (IARC 77 (2000))。一方、実験動物ではラット、又はマウスを用いた吸入経路による 2 年間発がん性試験において、ラットでは腎尿管腺腫、及び腎尿管腺腫とがんの合計の発生頻度の増加 (単純切片作成法) が雄に、腎臓標本の段階的切片作成法を行った結果、尿管腺腫 (腺腫とがんの合計) の頻度増加は雌でも確認された (IARC 77 (2000)、NITE 初期リスク評価書 (2007)、環境省初期リスク評価第 13 巻 (2015))。また、マウスでは肺胞/細気管支の腺腫の頻度増加が雄に、肝細胞腺腫と肝細胞がんの合計頻度の増加が雌にそれぞれ認められた (IARC 77 (2000)、NITE 初期リスク評価書 (2007)、環境省初期リスク評価第 13 巻 (2015))。さらに、本物質の代謝物の 1-フェニルエタノールのラットを用いた強制経口投与試験でも、尿管の腺腫、又はがんの発生が雄に認められている (IARC 77 (2000))。以上の結果を基に、IARC は本物質の発がん性に関して、ヒトでは不十分な証拠しかないが、実験動物では十分な証拠があるとして、グループ 2B に分類した (IARC 77 (2000))。他機関による分類結果としては、日本産業衛生学会が 2B に (産衛誌 56 巻 (2014))、ACGIH が A3 に分類している (ACGIH (7th, 2011))。以上より、区分 2 とした。なお、EU CLP 分類では、本物質に対し発がん性の分類区分を付していない (ECHA CL Inventory (Access on August 2015))。
生殖毒性	ラットを用いた吸入経路による 2 世代生殖毒性試験では、25～500 ppm (約 108～2,150 mg/m ³) の用量範囲では、F0、F1 世代とも雌雄親動物の性機能・生殖能への有害性影響はみられていない (ATSDR (2010))。しかしながら、雌ラットに本物質を 100 又は 1,000 ppm (約 430、4,300 mg/m ³) の濃度で 3 週間吸入ばく露後に、非ばく露の雄と交配させ、妊娠雌をさらに妊娠 19 日まで同一濃度でばく露した結果、1,000 ppm (約 4,300 mg/m ³) では母動物に肝臓、腎臓、脾臓の重量増加 (組織変化を伴わず) がみられ、胎児には発生毒性として骨格変異 (過剰肋骨) の頻度増加 (14%) がみられた (SIDS (2005)) との記述がある。一方、妊娠ウサギに同様に本物質を 100 又は 1,000 ppm (約 430、4,300 mg/m ³) の濃度で妊娠 1～24 日に吸入ばく露した試験では、母動物毒性 (肝臓重量増加) が 1,000 ppm (約 4,300 mg/m ³) でみられたのみで、胎児に発生毒性影響はみられていない (SIDS (2005))。この他、妊娠ラットの妊娠 7～15 日に 600～2,400 mg/m ³ で、死亡、吸収胚の増加、骨化遅延の胎児数の増加、高濃度では奇形がみられ、妊娠マウスの妊娠 6～15 日に 500 mg/m ³ で吸入ばく露した試験では、母動物毒性の記述がないが、胎児に奇形がみられたとの記述があるが、これらの試験報告は吸入ばく露方法、奇形の定義や影響のみられた例数の記述が不十分であり、データの利用には制限があるとしている (SIDS (2005))。一方、日本産業衛生学会はこれら奇形が示された報告を原著で確認し、記述の詳細さを欠くものの、ラット、又はマウスでみられた奇形は主に尿路系の奇形で、これを含む何らかの形態的な異常を示す胎児、又は児動物の割合が増加したこと、また、妊娠ウサギの器官形成期吸入ばく露試験では、奇形発生はみられていないが、胎児に発生影響 (胎児重量の低値) が 500 mg/m ³ で、母動物の全例流産が 1,000 mg/m ³ でみられていることを記述した上で、ヒトでは明確な生殖毒性影響の報告はないが、実験動物で生殖毒性が生じることは確実であるとして、生殖毒性第 2 群 (ヒトに対しておそらく生殖毒性を示すと判断される物質) に分類した (産衛学会許容濃度の提案理由書 (2014))。以上、本項は実験動物での奇形を含む発生毒性影響を基に、区分 1B とした。なお、EU CLP 分類では生殖毒性の分類区分を付していない (ECHA CL Inventory (Access on August 2015))。

エチルベンゼン	
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	本物質は気道刺激性がある (ACGIH (7th, 2011)、環境省リスク評価第 13 巻 (2015)、産衛学会許容濃度の提案理由書 (2001)、EHC 186 (1996)、ATSDR (2010)、PATTY (6th, 2012)、ECETOC JACC (1986))。ヒトにおいては、吸入ばく露で咳、咽頭痛、眩暈、嗜眠、頭痛、経口摂取で咽喉や胸部の灼熱感が報告されている (ACGIH (7th, 2011)、環境省リスク評価第 13 巻 (2015)、産衛学会許容濃度の提案理由書 (2001)、EHC 186 (1996)、ATSDR (2010)、PATTY (6th, 2012))。実験動物では、6.2 mg/L の吸入ばく露で呼吸数減少、8.7 mg/L 以上の吸入ばく露で、協調運動失調、中枢神経抑制、麻酔作用、歩行・運動障害、正向反射消失、前肢握力低下、意識消失、振戦、四肢痙攣、用量不明であるが、鎮静、閉眼、知覚麻痺が報告されている (NITE 初期リスク評価書 (2007)、環境省リスク評価第 1 巻 (2002)、ACGIH (7th, 2011)、ATSDR (2010)、EHC 186 (1996)、ECETOC JACC (1986))。吸入ばく露での呼吸数減少は刺激性あるいは麻酔作用に伴う二次的影響と判断した。また、振戦、四肢痙攣は高用量での所見であり、麻酔作用とした。以上より、本物質の影響は、気道刺激性、麻酔作用であり、区分 3 (気道刺激性、麻酔作用) とした。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	実験動物において、ラットを用いた 13 週間吸入毒性試験において、区分 2 の範囲である 200 ppm (ガイダンス値換算: 0.75 mg/L) でコルチ器の外有毛細胞減少が報告されている (ACGIH (7th, 2011)、環境省リスク評価第 13 巻 (2015))。なお、本物質単独ではないが、ヒトの疫学調査において、エチルベンゼンを含む溶剤の職業ばく露によって、難聴が生じたことが報告されている (ACGIH (7th, 2011))。以上のように、ヒトでは混合ばく露であることから本物質と聴覚障害との関連性は不明確であるが、実験動物で区分 2 の範囲で聴覚器への影響がみられている。したがって、区分 2 (聴覚器) とした。旧分類以降の新たな情報を用いたことにより分類が変わった。
誤えん有害性	炭化水素であり、HSDB に収載された数値データ (粘性率: 0.64 mPa・s (25℃)、密度 (比重): 0.867) から算出した動粘性率が 0.738 mm ² /sec (25℃) であるため、区分 1 とした。また、少量のエチルベンゼンを吸引しても、粘性率及び表面張力が低く、肺表面の組織に広範囲に拡散する可能性があり、重度の傷害を生じるおそれがあるとの記述がある (HSDB (Access on August 2015))。

12. 環境影響情報

エチルベンゼン	
水生環境有害性 短期(急性)	甲殻類(バイシュリンブ)の 96 時間 LC50 = 0.42 mg/L (NITE 初期リスク評価書, 2007) であることから、区分 1 とした。
水生環境有害性 長期(慢性)	慢性毒性データを用いた場合、急速分解性がなく(良分解性、標準法における BOD による分解度: 0% (通産省公報, 1990))、甲殻類(ネコゼミジンコ)の 7 日間 NOEC = 0.956 mg/L (環境省リスク評価第 13 巻, 2015) であることから、区分 2 となる。慢性毒性データが得られていない栄養段階に対して急性毒性データを用いた場合、急速分解性がなく、魚類(ストライプトバス)の 96 時間 LC50 = 3.7 mg/L (NITE 初期リスク評価書, 2007) であることから、区分 2 となる。以上の結果から、区分 2 とした。
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壌中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	データなし

13. 廃棄上の注意

- 化学品(残余廃棄物) : 都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者に、内容を明示して処理を委託する。
- 汚染容器及び包装 : 容器の内容物を完全に除去してから廃棄する。
空容器は地域の条例に準拠してリサイクル、再利用または廃棄する必要がある。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上輸送(IMDG)

国連番号 (IMDG)	: 1175
正式品名 (IMDG)	: ETHYLBENZENE
容器等級(IMDG)	: II
輸送危険物分類 (IMDG)	: 3
危険物ラベル (IMDG)	: 3
クラス(IMDG)	: 3
少量危険物(IMDG)	: 1 L
微量危険物(IMDG)	: E2
包装要件(IMDG)	: P001
IBC 包装要件(IMDG)	: IBC02
ポータブルタンク包装規定 (IMDG)	: T4
輸送特別規定-タンク(IMDG)	: TP1
積載区分 (IMDG)	: B
引火点 (IMDG)	: 22° C c.c.
特性および観察結果 (IMDG)	: Colourless liquid with an aromatic odour. Flashpoint: 22° C c.c. Explosive limits: 1% to 6.7% Immiscible with water.
緊急時応急措置指針番号	: 130

航空輸送(IATA)

国連番号 (IATA)	: 1175
正式品名 (IATA)	: Ethylbenzene
容器等級 (IATA)	: II
輸送危険物分類 (IATA)	: 3
危険物ラベル (IATA)	: 3
クラス (IATA)	: 3
PCA 微量危険物(IATA)	: E2
特別管制区(PCA)少量危険物(IATA)	: Y341
特別管制区(PCA)数量限定物の最大積載量(IATA)	: 1L
PCA 包装要件(IATA)	: 353
特別管制区(PCA)最大積載量(IATA)	: 5L
CAO 包装要件(IATA)	: 364
貨物機専用(CAO)最大積載量 (IATA)	: 60L
ERG コード (IATA)	: 3L

海洋汚染物質 : 該当

国内規制

海上規制情報	: 船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報	: 航空法の規定に従う。
緊急時応急措置指針番号	: 130

特別な輸送上の注意

: 運搬に際しては、容器の転倒、損傷、落下、荷崩れ等しないように積み込み、漏出のないことを確認する。

15. 適用法令**国内法令**

化審法	: 優先評価化学物質(法第2条第5項)
労働安全衛生法	: 特定化学物質第2類物質、特別有機溶剤等(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2号、第3の2号、第3の3号) 作業環境評価基準(法第65条の2第1項) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号) 健康障害防止指針公表物質(法第28条第3項・厚生省指針公示) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) エチルベンゼン(政令番号: 70)(99%以上) 特定化学物質特別管理物質(特定化学物質障害予防規則第38条3) 特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項)

	特殊健康診断対象物質・過去取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第2項)
毒物及び劇物取締法	: 非該当
消防法	: 第4類引火性液体、第二石油類非水溶性液体(法第2条第7項危険物別表第1・第4類)
大気汚染防止法	: 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)
海洋汚染防止法	: 危険物(施行令別表第1の4) 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)
外国為替及び外国貿易法	: 輸出入貿易管理令別表第1の16の項
船舶安全法	: 引火性液体類(危規則第2, 3条危険物告示別表第1)
航空法	: 引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	: その他の危険物・引火性液体類(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
道路法	: 車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	: 特別管理産業廃棄物(法第2条第5項、施行令第2条の4)
化学物質排出把握管理促進法(PRTR 法)	: 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) エチルベンゼン(政令番号: 53)(100%)

16. その他の情報

参考文献	: 17120 の化学商品(化学工業日報社) 国際化学物質安全性カード(ICSC) 独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE) ERG2016 版 緊急時応急措置指針(日本規格協会)
その他の情報	: この SDS は林 純薬工業株式会社の著作物です。当該製品の化学物質製品を取り扱う事業者に対して提供するものであり、安全を保証するものではありません。現時点における該当化学物質の情報を全て検証しているわけではありません。当該化学物質について常に未知の危険性が存在するという認識で、製品運搬・開封から廃棄に至るまで、安全を最優先して使用者自己の責任においてご使用下さい。当該化学物質を使用する際は、使用者自ら安全情報を収集すると共に使用される場所・機関・国などの、法規制等については使用者自ら調査し最優先させていただきます。国または地方の規制についての調査は、当社としては行いかねますので、この問題については使用者の責任で処理願います。当該物質の日本語による SDS と他国言語にて翻訳された SDS が存在する場合、内容の相違があるなしに関わらず日本語で記述された文書が優先され他国言語による文書は参考文書とします。